

第1章 キトラ古墳の概要

1 位置と環境

(1) 位置

特別史跡キトラ古墳は、奈良県高市郡明日香村の西南端、高取町との境界に近い、大字阿部山に位置する。

西方約1km地点を近畿日本鉄道吉野線が南北に走っており、最寄り駅は壺阪山駅である。壺阪山駅から特別史跡キトラ古墳へは徒歩約15分である。飛鳥地域の交通の拠点となる飛鳥駅からは車で約5分である。また、飛鳥駅前からは奈良交通の循環バスが運行しており、特別史跡キトラ古墳の最寄りのバス停留所である「キトラ」まで約10分で、自転車であれば飛鳥駅から特別史跡キトラ古墳まで約5分である。



Fig. 1 位置図

(2) 自然環境

1) 気候

奈良県は、ほぼ中央部を西流する吉野川を境に、北部の平地と南部の山地に大きく分けられる。特別史跡キトラ古墳のある明日香村は、この奈良県北部の平地である奈良盆地の南端に位置し、気候は内陸性気候である。年平均気温は約14.4℃であるが、夏は蒸し暑く、冬は底冷えが厳しいという盆地性気候を呈している。年間降水量は約1,350mmと少なく、夏期において農業用水が不足することもある。

2) 地形

特別史跡キトラ古墳は、龍門山地に連なる高取山から北に向かって伸びる尾根から、さらに北西に向かって派生した丘陵の尾根の南斜面、標高約145mに立地する。周辺は樹枝状に伸びた丘陵が複雑に入り込んだ地域に位置し、史跡指定地の南側は幅数10mの谷地が西へ伸びている。墳丘の頂部からは南から西への展望が開け、南の尾根に立地する集落越しには平坦部が広がっており、南に向かって奥行きのある景観を呈している。



Fig. 2 墳丘北から南を望む

3) 植生

明日香村の山地にはスギ・ヒノキ・サワラの植林が多く分布しており、丘陵地もスギ・ヒノキ・サワラ植林、コナラ群落、クヌギーコナラ群集、モチツツジーアカマツ群集等も見られる。

丘陵地に立地する特別史跡キトラ古墳でも、墳丘の周辺から東側でヒノキの植林がなされ、一部はクヌギ・コナラなどの落葉広葉樹の樹林地となっていた。また、史跡指定地南西部傾斜地では竹林となっていた。

(3) 社会環境

1) 土地利用

特別史跡キトラ古墳隣接地は国営飛鳥歴史公園キトラ古墳周辺地区として整備計画が進められており、その周囲の土地利用は概ね樹林地及び農地となっていた。特別史跡キトラ古墳の南側には古くからの集落が立地し、特別史跡指定地の西端は国営飛鳥歴史公園キトラ古墳地区を介して都市計画道路平田阿部山線に接しており、この道路から東へ延びる村道阿部山6号線が整備前の古墳へのアクセス道路となっていた。



Fig. 3 整備前の土地利用図

2) 法規制

特別史跡キトラ古墳及びその周辺に係る各種法律や条例の規制について述べる。

当該地は「文化財保護法」による特別史跡に指定され、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならないものとされている。

「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」（略称 古都法）の特別保存地区に指定され、「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法」（略称 明日香法）による第2種歴史的風土保存地区規制により、著しい現状の変更を抑制し、歴史的風土の維持保存を図るべき地域とされている。

「都市計画法」による市街化調整区域により市街化の抑制が図られている。

「農業振興地域の整備に関する法律」の農用地区域に指定され農業上の用途区分が定められており、原則としてその用途以外の目的に使用することができない区域である。

「奈良県風致地区条例」による第3種風致地区に指定され、建築物の新築、増築、改築又は移転・工作物の新築、改築、増築又は移転・建築物その他の工作物の色彩の変更・宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更又は水面の埋立て若しくは干拓・木竹の伐採・土石の類の採取・屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積が規制されている。

「奈良県屋外広告物条例」の禁止地域（①「文化財保護法」の特別史跡に指定された地域の周囲100メートル以内、②「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法」の規定による第二種歴史的風土保存地区、③「都市計画法」による風致地区等に入ることから屋外広告物を表示したり、屋外広告物を掲出するための物件（掲出物件）を設置出来ない地域）である。

一方、特別史跡キトラ古墳周辺は、国営飛鳥歴史公園キトラ古墳周辺地区として平成13年3月16日、「都市公園法」による都市公園に指定されており、国営飛鳥歴史公園の第5番目の地区としてキトラ古墳周辺地区の整備計画が進められた。